

関 係 各 位

新 潟 市 長

売上減少が続く飲食関連事業者等を対象とした  
「新潟市飲食関連事業者支援金」につきまして(ご案内)

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者様の事業継続を支援するため、標記の支援金事業を実施します。  
会員事業所様への周知にご協力くださいますよう、お願いします。

記

1. 事業概要

■対象者

市内に本社または本店を有する飲食関連事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者で、

- ① 新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等)」
- ② 新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等) [時短要請枠]」

の交付決定を受けた事業者

【参考】飲食関連事業者(例)

飲食料品卸売業者、飲食料品製造業者(酒造、食品加工事業、製氷等)、什器、洗濯・リネンサプライ 等

■支給額 1 事業者につき、①②それぞれ 10 万円

2. 申請受付期間

令和 3 年 10 月 5 日(火)から **11 月 19 日(金)**まで(消印有効)

※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留など)で郵送すること。

3. 申請に必要な書類の入手方法

- ① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 飲食関連

検索

- ② 市・区役所産業担当課の窓口(10 月 5 日から書類を備付けます)

4. 事業者様からの問合せ先

10 月 5 日(火)から

**「新潟市飲食関連事業者支援金センター」電話 025-250-0935**

(受付時間) 午前 9 時から午後 5 時まで (土日祝日を除く)

問合せ先 産業政策課海外ビジネス推進室(直通:025-226-1620)